

商 品 名	・ 通 知 預 金
-------	-----------

ご利用いただけるお客様	・法人、個人
預入期間	・期間の定めはありません。 ただし、預入日から 7 日間の据置期間が必要です。
預入方法等	・預入方法：一括預入 ・預入金額：10,000 円以上 ・預入単位：1 円単位
払戻方法	・随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の 2 日前までに通知が必要です。
お利息	・適用金利：変動金利、毎日の店頭表示の利率を適用します。 なお、預金利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 ・利払方法：解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・計算方法：付利単位を 1,000 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。
税 金	・個人のお利息には 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ・法人の場合は総合課税になります。
中途解約のお取扱	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課（9 時～17 時、 電話：0944-86-6930）にお申出ください。また、当金庫のほか、（一社）全国信用金庫 協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 （9 時～17 時、電話：03-3517-5825） 紛争解決措置 天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律センター（電話：093-561-0360） 久留米センター（電話：0942-30-0144）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所（9 時～17 時、 電話：03-3517-5825）にお申出ください。
その他	・個人はマル優の取扱いができます。